

新潟市水道局建設コンサルタント業務総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準

平成 22 年 12 月 1 日制定
平成 23 年 12 月 15 日改正
平成 24 年 6 月 1 日改正
平成 24 年 12 月 1 日改正
平成 28 年 4 月 1 日改正
平成 29 年 5 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
令和 8 年 4 月 1 日改正

1 総合評価点の算定方法

総合評価点(以下「評価点」という。)は、入札参加者のうち、入札書が無効でない者及び入札価格が予定価格の制限の範囲内の者について、次の算式により算出する。

評価点＝価格評価点＋技術評価点（加算方式）

2 価格評価点と技術評価点の配点

価格評価点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。

(1) 簡易型を適用する業務

ア 価格評価点の配点 50点

イ 技術評価点の配点 A型 52点 B型・C型 49点

ただし、価格以外の評価項目(技術評価項目)の選定により配点以下とすることができる。

3 価格評価点の算定方式

(1) 価格評価点は、次の算式により算定する。(小数点以下第4位四捨五入3位止)

ア 入札価格が配点基準価格以上の場合

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}}$$

イ 入札価格が配点基準価格未満の場合

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{配点}}{1 + \left(\frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}} - 1 \right) \times 3}$$

(2) 配点基準価格とは、入札参加者が入札した価格の内、制限内(最低制限価格と同様に計算した数値(以下「基準数値」という。))以上、予定価格以内)の最低入札価格をいう。

(3) 基準数値の算出方法は、「建設コンサルタント最低制限価格(変動制)の設定について」における最低制限価格に準ずる。ただし、予定価格(税抜)の80%を下回る入札については、基準数値の算出対象から除外するが、当該案件の入札自体は失格としない。

(4) 算出した基準数値が予定価格(税抜)の80%を下回った場合、基準数値は予定価格(税抜)

の80%とする。

- (5) 全ての入札価格が予定価格(税抜)の80%を下回った場合は、配点基準価格を予定価格(税抜)の80%とする。

4 技術評価点の算定方法

技術評価点は、入札参加者が提出した技術資料により以下の方法で算定する。

(1) 簡易型を適用する業務

別表1-1(A型)・別表1-2(B型)・別表1-3(C型)の評価項目及び評価基準を標準とし、これに基づいて評価した得点の合計とする。

ただし、評価項目や評価基準等は、入札参加要件や業務内容等の難易度・重要度に応じて変更できる。

5 配置予定技術者の能力の評価

配置予定技術者を複数とした場合、配置予定技術者の能力に係る得点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。

6 実施方針及び技術提案の評価

- (1) 業務の実施方針及び技術提案書の評価は、技術評価委員会の委員の中から委員長が指名した委員が、入札参加者名等を伏せてそれぞれ個別に行う。
- (2) 業務の実施方針及び技術提案に係る得点は、評価内容ごとに各委員の評価による得点の平均点を算出(小数点以下第3位四捨五入2位止)し、その平均値を合算したものとする。

7 委託業務等成績評定の減点

業務の実施方針及び技術提案書に記載された内容が、受注者の責により満足できない場合は、委託業務等成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。

減点値 = $8 \text{点} \times (\alpha - \beta) / \alpha$ (小数点以下第1位切上整数止)

α : 落札時の技術評価点

β : 達成度合いに応じて業務の実施方針及び技術提案に係る得点を再計算した技術評価点

※8点:新潟市水道局工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当